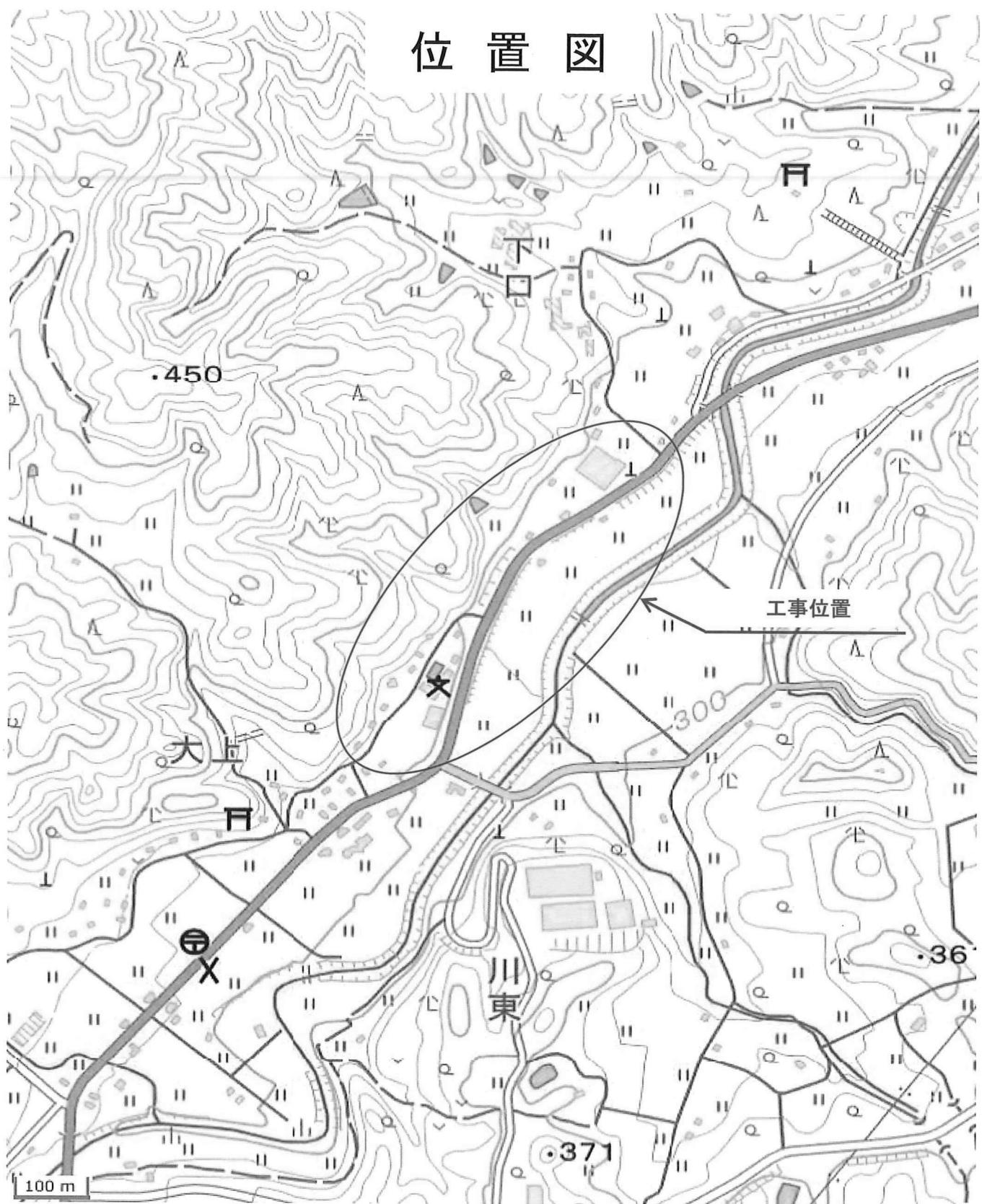


位置図



島根県公共工事共通仕様書 特記事項（令和7年度版）

第1条(適用)

この島根県公共工事共通仕様書特記事項は、島根県の実施する河川工事、海岸工事、砂防工事、ダム工事、公園工事、下水道工事、港湾工事、農業農村整備事業、治山事業、林道事業、漁港・漁場整備事業の工事、その他これらに類する工事の施工に適用し、島根県公共工事共通仕様書に優先するものとする。

第2条(追加仕様事項)

共通仕様書に対する追加仕様事項は下記のとおりとする。なお、この追加仕様事項による様式については、次の島根県ホームページを参照のこと。

<https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kouji/info/shiyousho/index.data/tokkijikouyousiki.doc>

【第1編 共通編 第1章 総則 関係】

編	章	節	条	見出し	項	追加仕様事項	
						25	37
1	1	1	1	適用	3	契約書に添付されている図面、特記仕様書及び工事数量総括表に記載された事項は、共通仕様書及び共通仕様書特記事項に優先する。	契約書とは、各工事に共通する共通仕様書及び共通仕様書特記事項と各工事ごとに規定される特記仕様書を総称していう。
1	1	1	2	用語の定義	7	当初設計額5千万円以上(税込)の工事においては、情報共有システムの利用を必須とする。	同等以上の品質とは、共通仕様書特記事項若しくは特記仕様書で指定する品質、又は共通仕様書特記事項若しくは特記仕様書に指定がない場合に監督職員が承諾する試験機関の品質確認を得た品質、又は監督職員の承諾した品質をいう。
1	1	1	3	設計図書の照査等	2	「設計図書の照査」に關しては、工事内容に応じて次の項目について照査を行うものとする。 (1) 施工上の基本条件 ・荷重、支持力、水位、仮締め切り等の条件 ・運搬路、迂回路、水路切廻し、ヤード確保の見通し ・工期を制約する現場条件の有無(用地取得状況、近接構造物、埋設物、支障物件など) ・環境対策の要否 (2) 開通機關との調整 ・河川、道路、鉄道、公安委員会、漁協等との調整状況 ・地元及び地権者との調整状況 ・保安林、埋蔵文化財等の調整状況 (3) 貸与資料 ・地質調査報告書、追加調査の必要性 ・地盤判定に必要な資料 ・測量成果(基準点、水準点、平面、縦断、横断、用地) (4) 地盤条件 ・追加調査の必要性 (5) 地形及び施工条件 ・用地境界 (6) 現地踏査 ・埋設物、支障物件、周辺施設との近接状況等の把握	「設計図書の照査」に關しては、工事内容に応じて次の項目について照査を行うものとする。 (1) 施工上の基本条件 ・荷重、支持力、水位、仮締め切り等の条件 ・運搬路、迂回路、水路切廻し、ヤード確保の見通し ・工期を制約する現場条件の有無(用地取得状況、近接構造物、埋設物、支障物件など) ・環境対策の要否 (2) 開通機關との調整 ・河川、道路、鉄道、公安委員会、漁協等との調整状況 ・地元及び地権者との調整状況 ・保安林、埋蔵文化財等の調整状況 (3) 貸与資料 ・地質調査報告書、追加調査の必要性 ・地盤判定に必要な資料 ・測量成果(基準点、水準点、平面、縦断、横断、用地) (4) 地盤条件 ・追加調査の必要性 (5) 地形及び施工条件 ・用地境界 (6) 現地踏査 ・埋設物、支障物件、周辺施設との近接状況等の把握

【第1編 共通編 第1章 総則 関係】

編 号	章 1	節 1	条 3	設計図書の照査等	見出し	項 2	追加仕様事項
					(7) 設計計画		
1	1	1	4	施工計画書	1	受注者が、施工計画書に記載しなければならない事項の標準的内容については、下記のとおりとする。	
				記載事項	内容		
				工事概要	工事名、道川港名等、工事場所、工期、諸負担金額、発注者、工事内容		
				計画工程表	曲線式工程表、ネットワーク・チャート等で作成		
				現場組織表	現場の組織、編成、命令系統、業務分担		
				指定機械	設計図書で指定されている機械、監督職員が必要と認めた機械、機種、形式、台数、使用工具等		
				主要船舶・機械	設計図書で指定されていない使用機械		
				主要資材	指定材料、主要材料、材料試験方法		
				施工方法	主要工種毎の作業フロー、施工方法、仮設構造の構造配置、仮設建物、材料の保管方法、機械等の仮置き場、プラント等の機械設備、通駁路、仮排水、安全管理に関する仮設備、指示、承諾、協議事項の予定内容		
				工程管理	実施工程の手法・管理方法		
				品質管理	品質管理計画表		
				写真管理	写真管理計画表		
				出来形管理	出来形管理計画表		
				段階確認	段階確認計画表、品質證明(社内検査)計画表		
				安全管理	安全管理体制、安全対策、安全巡視の実施方法、安全活動方針		
				安全訓練の活動計画	安全教育、安全訓練の実施計画		
				緊急時の体制及び対策	事故発生時の連絡系統図、対応策、災害発生時の体制、異常気象等の防災対策、事故報告		
				交通管理	交通管理、交通処理、過積載防止		
				環境対策	大気汚染・水質汚濁・振動・騒音対策、希少動植物への配慮、CO ₂ 排出削減・省エネルギーの推進等		
				現地作業環境の整備	現地作業環境に関する仮設、安全、警備対策		
				再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法	再生資源利用促進計画書、再生資源再利用計画書、建設廃棄物処理計画書		
				法定休日、所定休日(週休二日)	休暇取得計画表等、技術者及び技能労働者の休暇の確認方法		
				現場環境改善の実施内容	特記仕様書で現場環境改善の実施内容を規定した工事を対象		
				その他	契約図書及び監督職員の指示で、施工計画書に記載を必要とするもの、官庁等の手続き一覧(警察署、労働基準監督署、道路管理者等)、地元への周知		

[第1編 共通編 第1章 総則 関係]

編	章	節	条	見出し	項	追加(仕様事項)
1	1	1	4	施工計画書	追-1	「担当技術者」及び「登録基幹技能者」の現場配置を行なう場合は、下記記載例のとおり施工計画書に記載するものとす
						<p>【担当技術者】 ●担当技術者は、主任(監理)技術者であり、従事した工事における工種、工法・型式(コリンズ登録体系によるもの)の工程の全期間において、主任(監理)技術者の指導監督の下で、施工管理、品質管理、出来形管理、工程管理のいづれか)を担当する者として、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者とする。 ●県工事における担当技術者のコリンズ登録体系にあたっては、施工計画書(又は変更施工計画書)の現場組織表に「担当技術者名」、担当する「工種、工法・型式」(コリンズ登録体系による)、「職務内容」、「従事期間」を明確に記述し、工事完了時に監督員がその記述どおり当該工事に従事したことを確認した者に限り承認する。</p>
						<p>【登録基幹技能者】 ●総合評価方式において申請した登録基幹技能者の配置にあたっては、施工計画書の現場組織表に「登録基幹技能者名」、担当する「工種、工法・型式」、「従事期間」を明確に記述し、工事完了時に監督員がその記述どおり当該工事に従事したことを確認する。</p>

【施工計画書記載例】

○計画工程表
〔計画工程表記載例〕

計画工程表は、各種別について作業の初めと終わりがわかるバーチャートで作成する。

工種	工法・型式	単位	数量	6月	7月	8月	9月	10月	11月
				10	20	10	20	10	20
コンクリート構造物工事	カルバート工	箇所	○○	○○	6/10				
	素地調整	箇所	○○	○○		7/10	8/10		
	下塗	箇所	○○	○○			8/10	9/10	
	中塗	箇所	○○	○○			9/10	10/10	
	上塗	箇所	○○	○○			10/10	11/10	

※工種、工法・型式(コリンズ登録体系)については、下記アドレスを参照
https://cthp.jacic.or.jp/jacic/doc/cor_kouhou_list_all.pdf

【第1編 共通編 第1章 総則 関係】

編	章	節	条	施工計画書	見出し	項目	追-1	○現場組織表	追加仕様事項																																																					
1	1	1	4					現場組織表は、現場における組織の編成及び命令系統並びに業務分担がわかるように記載し、監理（主任）技術者、専門技術者、担当技術者、登録基幹技能者を置く工事についてはそれを記載する。	【現場組織表記載例】																																																					
<table border="1"> <tr> <td>現場代理人</td> <td></td> <td>現場事務担当者</td> <td>氏名</td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td></td> <td>資材担当者</td> <td>氏名</td> </tr> <tr> <td>TEL FAX</td> <td></td> <td>労務担当者</td> <td>氏名</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">〔技術関係者〕</td> </tr> <tr> <td>監理技術者又は主任技術者</td> <td>氏名</td> </tr> <tr> <td>TEL FAX</td> <td></td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>担当技術者</td> <td>氏名</td> </tr> <tr> <td>○○ ○○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>工種、工法・型式</td> <td></td> </tr> <tr> <td>○○○工、○○工</td> <td></td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>品質証明員</td> <td>氏名</td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>TEL FAX</td> <td></td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>職務内容</td> <td></td> </tr> <tr> <td>品質管理</td> <td></td> </tr> <tr> <td>出来形管理</td> <td></td> </tr> <tr> <td>写真管理</td> <td></td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>登録建設基幹技能者※</td> <td>※「建設基幹技能者」の場合</td> </tr> <tr> <td>○○ ○○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>工種、工法・型式</td> <td></td> </tr> <tr> <td>○○○工、○○工</td> <td></td> </tr> <tr> <td>従事期間</td> <td></td> </tr> <tr> <td>○年○月○日～○年○月○日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>○年○月○日～○年○月○日</td> <td></td> </tr> </table>									現場代理人		現場事務担当者	氏名	氏名		資材担当者	氏名	TEL FAX		労務担当者	氏名	〔技術関係者〕		監理技術者又は主任技術者	氏名	TEL FAX		担当技術者	氏名	○○ ○○		工種、工法・型式		○○○工、○○工		品質証明員	氏名	氏名		TEL FAX		職務内容		品質管理		出来形管理		写真管理		登録建設基幹技能者※	※「建設基幹技能者」の場合	○○ ○○		工種、工法・型式		○○○工、○○工		従事期間		○年○月○日～○年○月○日		○年○月○日～○年○月○日	
現場代理人		現場事務担当者	氏名																																																											
氏名		資材担当者	氏名																																																											
TEL FAX		労務担当者	氏名																																																											
〔技術関係者〕																																																														
監理技術者又は主任技術者	氏名																																																													
TEL FAX																																																														
担当技術者	氏名																																																													
○○ ○○																																																														
工種、工法・型式																																																														
○○○工、○○工																																																														
品質証明員	氏名																																																													
氏名																																																														
TEL FAX																																																														
職務内容																																																														
品質管理																																																														
出来形管理																																																														
写真管理																																																														
登録建設基幹技能者※	※「建設基幹技能者」の場合																																																													
○○ ○○																																																														
工種、工法・型式																																																														
○○○工、○○工																																																														
従事期間																																																														
○年○月○日～○年○月○日																																																														
○年○月○日～○年○月○日																																																														

○現場組織表

現場組織表は、現場における組織の編成及び命令系統並びに業務分担がわかるように記載し、監理（主任）技術者、専門技術者、担当技術者、登録基幹技能者を置く工事についてはそれを記載する。

〔技術関係者〕

監理技術者又は主任技術者	氏名
TEL FAX	
担当技術者	氏名
○○ ○○	
工種、工法・型式	
○○○工、○○工	

労務安全担当者 氏名
火薬類取扱保安責任者 氏名
重機管理担当者 氏名
機械器具管理担当者 氏名
交通安全担当者 氏名
測量出来形担当者 氏名
安全巡視員 氏名
写真管理担当者 氏名
品質管理担当者 氏名
出来形管理担当者 氏名
工程管理担当者 氏名
建設副産物責任者 氏名

労務安全担当者 氏名 火薬類取扱保安責任者 氏名 重機管理担当者 氏名 機械器具管理担当者 氏名 交通安全担当者 氏名 測量出来形担当者 氏名 安全巡視員 氏名 写真管理担当者 氏名 品質管理担当者 氏名 出来形管理担当者 氏名 工程管理担当者 氏名 建設副産物責任者 氏名	認めた技術者として 三土木工事に施工する 監理基準施工担当者
--	--------------------------------------

工種、工法・型式欄について
工種から選択して記述する。
体系から選択して記述する。

当該担当技術者の現場への從事につ
いては、施工計画書の記述どおりで
あることを発注者が確認できれば、
コリーンズ登録を承認する。

【第1編 共通編 第1章 総則 関係】

編 番	章 節	条 項	見出し	項 項	追加仕様事項
1	1	1	4 施工計画書	2	施工計画の内容に変更が生じた場合は、その都度当該工事に着手する前に変更に影響する事項について、変更施工計画書を作成し提出しなければならないが、数量のわずかな増減等の軽微な変更で施工計画に大きく影響しない場合は、変更施工計画書の提出は要しない。
1	1	1	7 工事用地等の使用	3	受注者は、所有者との契約に係る文書(協議記録、承諾書、契約書等)を保管しておくこと。
1	1	1	9 工事の下請負	1	受注者は、下請負人に係る業者(県内に主たる営業所を有する者)を使用するものとする。 ただし、当該発注工事場所を管轄する県土整備事務所(局)長と前年度の冬期の除雪業務に関する契約を締結した準地域内業者については、県内業者と見なすことができるものとする。 なお、適切に施工できる県内業者がいない特殊な工事でやむを得ず県外業者と下請負契約する場合は、その理由の詳細を書面(様式一)で提出のうえ監督職員の確認を受けなければならない。
1	1	1	12 調査・試験に対する協力	7	「島根県建設工事低入札価格調査制度」第4条に基づく低入札価格調査制度における調査基準価格を下回る価格で請負することとする。 (1)受注者は、「島根県工事コスト調査実施要領」に基づき、下請負人の協力を得て必要書類の作成を行い、竣工後の発注者の指定する期日(概ね2ヶ月以内)までに発注者に提出しなければならない。 なお、調査票等については、次の島根県ホームページ(https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/bid/seido_doboku/teinyusatu-tyossa.html)からダウンロードすること。 (2)受注者は、「島根県工事コスト調査実施要領」に基づき提出された資料内容について、発注者からヒアリングを求められた場合、ヒアリング調査に応じなければならない。この場合において、受注者は下請負人についてもヒアリングに参加させるものとする。 (3)受注者は、「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領(案)」及び「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状況及びびびり測定要領(案)」の定めるところにより、コンクリート構造物の強度測定及びびびり測定を実施し、その結果を発注者に報告しなければならない。 (4)受注者は、請負契約第45条に規定する瑕疵担保期間中、「低入札価格工事に係る瑕疵担保期間中の現場調査及び報告要領」の定めるところにより、発注者に報告を行わなければならない。

【第1編 共通編 第1章 総則 関係】

編	章	節	条	見出し	項目	追加仕様事項
1	1	1	17	工事現場発生品	追-1	現場発生品調書は、現場発生品が有価物である場合のみ提出すること。
1	1	1	18	建設副産物	4,5,6,7	1. 受注者は、再生資材の利用及び建設副産物の発生搬出の有無に関わらず、請負金額100万円以上の場合は、「建設副産物情報交換システム(COBRIS)」((一財)日本建設情報総合センター)にて「再生資源利用促進計画書」を作成し、施工計画書に同システムへの入力により再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を作成し、監督職員と協議すること。 2. 受注者は、監督職員から指示があった場合には、計画の実施状況を監督職員に報告すること。 3. 受注者は、工事完了後速やかに、同システムへの入力により「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を作成し、監督職員から入力内容のチェックを受け、必要に応じて修正を行うこと。システム内で実施書の修正が完了したことをもって、監督職員への実施書提出とみなす(出力しての提出は不要)。完成した実施書は提示書類として整理すること。
						上記に加え、「資源有効利用促進法」に定める一定規模以上の工事(※)を施工する場合には、同法に基づく手続き等を行うこと。
						(※)一定規模以上の工事(どれか1つでも該当すれば対象となる) 【次の規模の指定副産物を搬出する工事】 (1) 土砂:500m ³ 以上 (2) Co塊、As塊、建設発生木材:合計200t以上 【次の規模の建設資材を搬入する工事】 (1) 土砂:500m ³ 以上 (2) 採石:500t以上 (3) 加熱アスファルト混合物:200t以上
					追-1	島根県内の最終処分場に搬入する建設廃棄物については、産業廃棄物の処理に係る税(島根県産業廃棄物減量税)が課税されるので適正に処理しなければならない。
					追-2	請負金額100万円未満の工事であって、建設廃棄物の処理を計画する場合は、「建設廃棄物処理計画書」(様式-2)を作成し、施工計画書に添付しなければならない。
					追-3	舗装版の切断作業を行う場合、作業時に発生する排水または粉塵については、水質汚濁の防止等のため回収を義務づける場合を除き、回収に努めるものとする。 なお、排水または粉塵を回収し現場外へ搬出する際には、適正な処理を行う必要があるため、排水は産業廃棄物の「汚泥」として、粉塵は産業廃棄物の「がれき類」として処理施設へ処理しなければならない。 なお、排水または粉塵を回収した場合の処理費用については、当初計上していない場合、監督職員との協議の上、設計変更で見込まれるものとする。

【第1編 共通編 第1章 総則 関係】

編 番	章 1	節 1	条 23	見出し 施工管理	追加仕様事項
1	1	1	8	デジタル工事写真の小黒板情報電子化について デジタル工事写真の小黒板情報電子化（以下、「電子黒板」という。）は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黒板の記載情報の電子的記入及び、工事写真的信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真的改ざん防止を図るものである。 受注者は、電子黒板を使用する場合、監督職員の承諾を得なければならない。なお、承諾にあたっては、以下の導入要件を満足するものでなければならない。	<p>デジタル工事写真的小黒板情報電子化について</p> <p>デジタル工事写真の「2-2撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものとし、下記URL記載の「デジタル工事写真的小黒板情報電子化対応ソフトウェア」を参照とする。ただし、この使用機器の事例からの選定に限定するものでない。</p> <p>URL「https://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html」</p> <p>・電子黒板を用いた写真（以下、「電子黒板写真」という。）の電子納品については、JACICが提供しているチェックシステム（信憑性チェックツール）等を用いて、電子黒板写真的信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提示するものとする。 ・その他、国土交通省大臣官房技術調査課の「デジタル工事写真的小黒板情報電子化についての一部改正について（令和3年3月26日付け、国技建管第21号）」の運用に準ずる。</p>
1	1	1	25	週休二日の対応	<p>週休2日に関連する「1-1-1-4施工計画書（18）法定休日・所定期間（週休二日の導入）」「1-1-1-20竣工検査4.検査内容（3）週休二日の履行状況3.検査内容（3）週休二日の履行状況」の各条について、次のとおり取り扱う。</p> <p>①施工計画書に添付する書類は「島根県週休2日工事試行要領」で定める「休日取得計画表（島根版）」等又は技術者及び技能労働者の休日の確認方法とする。</p> <p>②監督員への報告及び検査で確認する書類は「休日等取得実績表」又は「休日取得状況表」とする。</p> <p>③次に該当する場合、これらの書類の提出を省略することができる。</p> <p>・島根県週休2日工事施行要領における受注者希望型で実施を希望しない工事</p>
1	1	1	27	工事中の安全確保	<p>14 追-1</p> <p>受注者は、施工中の工事に關し労働基準監督署等から指導票や是正勧告書等が交付された場合は、速やかに発注者に報告するものとする。また、交付された指導票や是正勧告書等に対する改善が終わった場合にも、発注者に報告するものとする。</p> <p>（1）工事の施工に当たり、十分な資料収集を行へ、工事内容を踏まえた安全対策を検討しなければならない。</p> <p>（2）安全対策費が別途必要となる場合は、監督職員と協議しなければならない。</p> <p>（3）安全対策に資する資料及び安全対策費（安全費）に関する特記仕様書によるものとする。</p> <p>（4）雪崩等の危険を予知した場合等においては、ただちに作業を中止し、作業員を安全な場所に退避させなければならない。</p> <p>（5）雪崩等の危険が相当期間続くと予想され、工事の継続が困難と判断した場合は、一時中止、工期延期、追加防災対策等を協議しなければならない。</p>

【第1編 共通編 第1章 総則 関係】

編	章	節	条	見出し	項目	追加仕様事項
1	1	1	27	工事中の安全確保	追-1	(6)工事完成届けを発注者に通知してから工事目的物の引き渡しをするまでの間に雪崩等への対応が必要と判断した場合は、島根県公共工事請負契約約款第55条に基づき協議しなければならない。
					追-2	建設工事における地下埋設物等の破損事故防止対策 受注者は、建設作業による上水道・下水管、ガス管、電気・通信ケーブルなどの地下埋設物や電気・通信用架空線等(以下「地下埋設物等」という。)の破損事故を防止するため、「土木工事安全施工技術基準(第3章)」「建設工事公衆災害防止対策要綱土木工事編(第5章)」によるほか、以下に留意するものとする。 1. 事前確認および施工計画上の留意点 (1)地下埋設物等の把握と破損事故防止対策の計画 受注者は、地下埋設物等の事前確認を実施しなければならない。 事前確認とは、受注者において工事履行場所およびその隣接場所等における地下埋設物等の有無とその位置を現地確認することをいう。 これにより、破損事故防止対策を必要とする地下埋設物等があつた場合には、(島根県公共工事共通仕様書)1-1-4施工計画書作成の際、(10)安全管理に、地下埋設物等の破損事故を防止するための対策について記載しなければならない。 【変更施工計画書への記載も可とする。】 (2)地下埋設物等の管理者との協議 受注者は、事前確認または地下埋設物等への近接施工を行なおうとする場合には、地下埋設物等の管理者へ事前に施工時期等について連絡するとともに、協議を行ない必要な防護対策等の安全処置を定めなければならない。 (3)地下埋設物の現地確認時の留意点 受注者は、地下埋設物の現地確認を行なう場合には、次のことを行わなければならない。 [1]調査箇所及び調査方法について、監督職員と協議すること。 [2]埋設位置・深さ等を確認するため、地下埋設物の管理者に立会を求めること。 [3]試掘調査は、原則人工作とし機械施工を行わないこと。 [4]試掘調査等の結果は、監督職員へ報告すること。また、その結果により、施工方法等に変更が生じる場合には、設計図書に関する監督職員と協議すること。 2. 施工上の留意点 (1)監視員の配置 受注者は、地下埋設物等との近接施工の際には、破損事故防止のため必要に応じて監視員等を配置すること。 (2)安全教育の実施 受注者は、防護対策等の状況を日々点検し、作業員等への安全教育指導を徹底すること。

1	1	1	31	環境対策	1	(6)工事中の安全確保等(以下「地下埋設物等」という。)の破損事故を防止するための留意点 受注者は、島根県公共工事請負契約約款第55条に基づき協議しなければならない。
					8	工事実施にあたつては、工事の周辺地域における騒音・振動、大気汚染、水質汚濁等の防止に加え、希少動植物への配慮やカーボンニュートラルの実現に向けたCO ₂ 排出削減、省エネエネルギーの推進等に努めること。 騒音規制法第3条の規定に基づき定める地域において使用する建設機械については、国土交通省が定めた「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」に基づき指定された建設機械を用いるものとする。 注)現在、町村の区域については指定された規制区域はなし。

【第1編 共通編 第1章 総則 関係】

編 番	章 1	節 1	条 31	環境対策 見出し	項 目
1	1	1	31	環境対策 見出し	追-1 受注者は、河川工事等により流水の汚濁が予想される場合は、水質汚濁防止法を遵守し、汚濁の量、期間が最小限となるよう努めなければならない。
追-2					下記に示す工種については、六価クロム溶出試験(及びタンクリーチング試験)を実施し、試験結果(計量証明書)を提出するものとする。 なお、試験方法は、セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験要領(案)によるものとする。
工種	種別	細別	工法	概要	
地盤改良工	固結工	粉体噴射搅拌			
		高压噴射搅拌		く深層混合処理工法へ地表からかなりの深さまでの区間をセメント及びセメント系固化材と原地盤土とを強制的に攪拌混合し、強固な地盤改良を形成する工法	
		スラリー搅拌			
		薬液注入	地盤中に薬液(セメント系)を注入して透水性の減少や原地盤強度を増大させる工法		
表層安定処理工	安定処理工	表層混合処理工法	く表層混合処理工法へセメント及びセメント系固化材を混入し、地盤強度を改良する工法		
		路床安定処理工	路床土にセメント及びセメント系固化材を混合して路床の支持力を改善する工法		
舗装工	舗装工各種	下層路盤	くセメント安定処理工法へ現地発生材、地域産材料またはこれらに補足材を加えたものを骨材とし、これにセメント及びセメント系固化材を添加して処理する工法		
		上層路盤			
仮設工	地中連続壁工 (柱列式)	柱列杭	地中に連続した壁面等を構築し、止水壁及び土留擁壁とする工法のうち、ソイルセメント柱列壁等のように原地盤土と強制的に混合して施工されるものを対象とし、場所打ちコンクリート壁は対象外とする		
<p>＜備考＞</p> <p>1. 土砂にセメント及びセメント系固化材を混合した改良土を用いて施工する、盛土、埋戻、土地造成工法についても対象とする。 2. 石灰ペイント工法、薬液注入工法(水ガラス系・高分子系)、凍結工法、膨設材工法、サンドマット工法、置換工法、石灰安定処理工法は対象外とする。</p>					
追-3				受注者は、1-1-1-27の「工事中の安全確保」の研修・訓練等の機会に、工事現場及びその周辺の環境保全に努めることについて、作業員全員に周知すること。 (例)・建設機械を使用しないときは、アイドリングストップに務める。 ・雨水の排水に伴う土砂の流出防止に努める。 ・現場事務所からの生活雑排水の適正処理に努める。	
1	1	1	33	交通安全管理	3 追加 「道路工事等保安施設記録簿」(島根県公共工事共通仕様書様式第65号)は、監督職員の承諾を得て他の様式に変更することができる。 警備業者との委託契約ができない場合で、やむを得ず自社従業員による交通誘導を行う場合は、以下によること。

【第1編 共通編 第1章 総則 關係】

編 號	章 節	條 款	項 項 見出し	追 加	追加仕様事項
1	1	1	33 交通安全管理		<p>1. 自社従業員※による交通誘導を行う場合の条件</p> <p>(1) 交通誘導を行う箇所が、公安委員会告示により認定された路線以外の箇所(交通誘導警備員Aの配置を要しない箇所)であること。</p> <p>(2) 交通誘導を行う自社従業員は、警備業法第14条で規定する以外の者であること。</p> <p>(3) 交通誘導業務に従事する時間内には、専任により当該業務に従事すること。</p> <p>(4) 交通誘導を行う自社従業員は、反射チョッキや交通腕章等を着用することにより、他者が交通誘導員として認識できるようにすること。</p> <p>※自社従業員…受注者(元請け)の従業員。下請けの従業員は該当しない。</p> <p>2. 警備業者との委託契約ができないことを証明する書類の提示</p> <p>自社従業員による交通誘導を行おうとする場合は、監督職員と協議し、3社以上の警備業者との委託契約ができないことを証明する書類を提示すること。</p> <p>なお、島後地区(隱岐の島町)においては1社以上とし、島前地区(海士町、西ノ島町、知夫村)においては不要とする。</p> <p>3. 交通誘導員の配置計画の提出</p> <p>(1) 交通誘導業務の着手前に交通誘導員の配置計画を提出すること。</p> <p>(2) 配置計画に変更が生じた場合は、変更理由を付して変更の配置計画を提出すること。</p> <p>(3) 受注者が「交通誘導に起因し第三者に与えた損害」について補償ができる保険に加入しているか、その有無を配置計画に記載すること。</p> <p>4. 実績の報告</p> <p>交通誘導業務に従事した日時(時間帯)及び配置場所を記載した日報※¹、及び交通誘導業務に従事した状況を確認できる写真※²を提出すること。</p> <p>※1…主任技術者(主任技術者の専任を要しない工事は現場代理人)の確認印を押印したもの</p> <p>※2…配置状況を確認できる1日1枚以上の写真</p> <p>5. その他</p> <p>交通誘導の作業が運動する(分離不可の作業)一連の区間内において、自社従業員と警備業者との混在による交通誘導は、労働者派遣法に違反するので、行つてはならない。</p> <p>交通誘導員a (警備業者A)</p> <p>交通誘導員b (警備業者B)</p> <p>交通誘導員c (自社従業員)</p> <p>図のように自社従業員と警備業者との混在による交通誘導は不可</p>

【第1編 共通編 第1章 総則 関係】

編	章	節	条	見出し	項	追加仕様事項
1	1	1	36	官公守等への手続等	追加	内水面漁業協同組合と工事着手前に漁業組合長等が必要な場合の確認を行なわなければならない。
						1. 受注者は、前項において説明・現地確認を求められたときには、速やかにこれに応じなければならない。
						2. 受注者は、第1項又は第2項の確認をしたときには、組合長より回答書を得なければならない。
						3. 受注者は、第1項又は第2項の確認がなされたときには、その旨監督職員に報告しなければならない。
						4. 受注者は、第1項又は第2項の確認が不調査に終わったときには、その旨監督職員に報告し、指示を受けなければならぬ。
						5. 受注者は、第1項又は第2項の確認が完了したときには、様式一4により工事完了届けを組合長に提出しなければならない。
						6. 受注者は、工事が完了したときには、様式一4により工事完了届けを組合長に提出しなければならない。
1	1	1	38	工事測量	1 追加	測量結果については、設計図書、賃貸資料等と差違がない場合は提出の必要はない。
1	1	1	43	石綿使用の有無について		刈払いを行う場合は、切り口を低くし、かつ、平滑になるようにして作業の安全を確保すること。
						解体等の作業における保護具の装着、湿潤を保つ措置を行う費用、石綿の使用の有無を分析によって調査した場合に要する費用、特別の教育を受注者が実施する場合の費用については、監督職員と協議の上、設計変更で計上するものとする。
						また、石綿の使用の有無を分析によって調査する場合の工期の変更についても、契約書の関係条項に基づき適切に変更することとする。
						(参考) 石綿(アスベスト)対策に係る掲載ホームページ https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kankyo/kankyo/asbest/
1	1	1	44	公共工事等における新技術活用の促進	追-1 追-2	1. 受注者は当該工事における、「しまね・ハツ・建設ブランド」対象技術の適用について検討を行うこと。 https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kouji/kouji_info/shimane_hatsu/hayami_hyo.html 2. 検討の結果、「しまね・ハツ・建設ブランド」対象技術を使用することが有用と思われる場合は、監督職員と協議する」と。 「しまね・ハツ・建設ブランド」における「実証フィールド工事対象技術」を使用する場合は、フィールド工事報告書の施工者欄に検証項目に対する評価等を記入し、発注者へ提出すること。
1	1	1	47	県内産資材の使用	追-1 追-2	生コンクリート類、アスファルト混合物類、碎石類、コンクリート二次製品資材については適切な品質が確保できない場合を除き、県内産を使用するものとする。これ以外の資材についても原則として県内産を使用するものとする。 受注者は、「島根県公共工事共通仕様書」の参考様式「施工計画書 主要資材一覧表」に、使用する主要資材全てについて製造会社(販売会社)の所在地等を記入のうえ施工計画書に添付しなければならない。また、やむを得ず県内産資材を使用できない場合は、その理由の詳細を書面(様式-1)で提出のうえ監督職員の確認を受ければならない。
1	1	1	追加	監督体制の強化等		「島根県建設工事低入札価格調査制度実施要領」第4条に基づく低入札価格調査制度実施要領第15条に基づく「監督体制の強化等」として下記措置に応じるものとする。 (1) 施工管理体制台帳の内容聴取 (2) 施工計画書の内容の聴取 (3) 重点的な監督業務の実施 (4) 労働安全部局との連携 (5) 中間検査の実施 (6) 下請業者への適正な支払確認等のための立入検査

【第1編 共通編 第1章 総則 関係】

編	章	節	条	項	追加仕様事項
1	1	1	追加別に配置する技術者	見出し	
1	1	1	追加主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間について	1. 専任の監理技術者等の配置が義務付けられている工事において、低入札価格調査対象工事となる場合には、落札者に県又は国土交通省中国地方整備局発注の工事において前年度中に完成した工事があり、当該工事において、75点未満の工事成績評定を通知された者であるときは、配置予定技術者のほか同等の要件を満たす技術者を1名現場に専任(当該工事の現場代理人、他の工事との兼務は認めない。)で配置(落札者が特別共同企業体の場合、代表者に対してのみ求めるものとする。)し工事品質の確保を図るものとする。なお、増員する技術者は、引き続き3ヶ月以上の通常的な雇用関係にある者とする。	1. 専任の監理技術者等の配置が義務付けられている工事において、低入札価格調査対象工事となる場合には、落札者に県又は国土交通省中国地方整備局発注の工事において前年度中に完成した工事があり、当該工事において、75点未満の工事成績評定を通知された者であるときは、配置予定技術者のほか同等の要件を満たす技術者を1名現場に専任(当該工事の現場代理人、他の工事との兼務は認めない。)で配置(落札者が特別共同企業体の場合、代表者に対してのみ求めるものとする。)し工事品質の確保を図るものとする。なお、増員する技術者は、引き続き3ヶ月以上の通常的な雇用関係にある者とする。
2	現場専任での技術者配置を要しない低入札価格調査対象工事についても、前項規定を準用するものとする。	2. 現場専任での技術者配置を要しない低入札価格調査対象工事についても、前項規定を準用するものとする。			
1	1	1	追加主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間について	1. 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間)については、主任技術者又は監理技術者への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打ち合わせにおいて定めるものとする。 2. 工事完成後、検査が終了し(発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。)、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日(例:「竣工検査済証」等における日付)とする。	1. 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間)については、主任技術者又は監理技術者への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打ち合わせにおいて定めるものとする。 2. 工事完成後、検査が終了し(発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。)、事務手續、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日(例:「竣工検査済証」等における日付)とする。
1	1	1	追加ダンプトラック運搬やガードマン等の契約について	1. ダンプトラックによる土砂運搬、建設機械の運搬、及びガードマン派遣等の建設工事の下請契約に該当しない委託契約にあたっては、原則、受注者は島根県内に本店、支店又は営業所等を有し県内雇用を行っている企業との契約の優先に努めるものとする。 2. 前項に係る委託契約を行った場合には、原則、受注者は島根県内に本店、支店又は営業所等を有し県内雇用を行っている企業との契約の優先に努めるものとする。	1. ダンプトラックによる土砂運搬、建設機械の運搬、及びガードマン派遣等の建設工事の下請契約に該当しない委託契約にあたっては、原則、受注者は島根県内に本店、支店又は営業所等を有し県内雇用を行っている企業との契約の優先に努めるものとする。 2. 前項に係る委託契約を行った場合には、原則、受注者は島根県内に本店、支店又は営業所等を有し県内雇用を行っている企業との契約の優先に努めるものとする。
1	1	1	追加貴重動植物への配慮	受注者は、工事施工箇所が「改訂しまねレッダータブック」に記載のある貴重種の存在が確認されている、若しくは文献等により貴重種の存在の可能性がある場合は、施工計画立案にあたり事前に監督職員と打ち合わせ又は指示を受けなければならない。	受注者は、工事施工箇所が「改訂しまねレッダータブック」に記載のある貴重種の存在が確認されている、若しくは文献等により貴重種の存在の可能性がある場合は、施工計画立案にあたり事前に監督職員と打ち合わせ又は指示を受けなければならない。
1	1	1	追加県産木材利用の推進について	受注者は、「島根県木材利用率先計画」(平成31年4月島根県策定)に基づき公共工事での県産木材の着実な使用を確保するため、本工事で整備する土木構造物(仮設構造物含む)において積極的に県産木材を使用するよう努めるものとすること。	受注者は、「島根県木材利用率先計画」(平成31年4月島根県策定)に基づき公共工事での県産木材の着実な使用を確保するため、本工事で整備する土木構造物(仮設構造物含む)において積極的に県産木材を使用するよう努めるものとすること。
1	1	1	追加工事完了時ににおける安全確認について	工事完了時に施工区域の状況を確認し、第三者に対しての安全対策が必要と判断される箇所を図面に明示した上で、引渡書に添付して提出するものとする。	工事完了時に施工区域の状況を確認し、第三者に対しての安全対策が必要と判断される箇所を図面に明示した上で、引渡書に添付して提出するものとする。

【第1編 共通編 第1章 総則 関係】

編	章	節	条	追加 過積載防止対策 見出し	項	追加仕様事項
1	1			1. 積載重量制限を超えて土砂等、鋼材、資材及び建設機械を積み込まず、また積み込ませてはならない。 2. さし栓装着車、不表示車等に土砂等を積み込みます、また積み込ませてはならない。 3. 過積載車両、さし栓装着車、不表示車等の引き渡しを受ける等過積載を助長することのないようにしなければならない。 4. 取引関係のあるダンプカー事業者等が過積載を行い、又はさし栓装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講じなければならない。 5. 建設発生土の処理及び骨材の購入等に当たって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不當に害することのないようにしなければならない。 6. 鋼材、資材及び建設機械の運搬にあたり、車両制限令における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。 7. 監督職員が行う過積載に関する現場点検や、写真及び帳簿等の記録書類の確認等の調査に協力しなければならぬ い。 8. 以上のことについて、対応策を施工計画書に記載するとともに、下請業者にも十分指導しなければならない。		1. 積載重量制限を超えて土砂等、鋼材、資材及び建設機械を積み込まず、また積み込ませてはならない。 2. さし栓装着車、不表示車等に土砂等を積み込みます、また積み込ませてはならない。 3. 過積載車両、さし栓装着車、不表示車等の引き渡しを受ける等過積載を助長することのないようにしなければならない。 4. 取引関係のあるダンプカー事業者等が過積載を行い、又はさし栓装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講じなければならない。 5. 建設発生土の処理及び骨材の購入等に当たって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不當に害することのないようにしなければならない。 6. 鋼材、資材及び建設機械の運搬にあたり、車両制限令における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。 7. 監督職員が行う過積載に関する現場点検や、写真及び帳簿等の記録書類の確認等の調査に協力しなければならぬ い。 8. 以上のことについて、対応策を施工計画書に記載するとともに、下請業者にも十分指導しなければならない。
1	1			総合評価方式による入札の場合、「評価する」とされた技術提案については、施工計画書に反映させること。また、竣工時には実施報告書を提出すること。		総合評価方式による入札の場合、「評価する」とされた技術提案については、施工計画書に反映させること。また、竣工時には実施報告書を提出すること。
1	1	追加	技術提案	1. 建設工事積算基準第1編「総則」第12章「1日未満で完了する作業の積算」(以下、「当該基準」と言う。)は、変更積算のみに適用する。 2. 受注者は、施工ノックケーシ型積算基準と乖離があつた場合に、当該基準の適用について協議の発議を行うことができる。 3. 同一作業員の作業が他工種、細別の作業と組合せで1日作業となる場合には、当該基準は適用しない。 4. 受注者は、協議に当つて、当該基準に該当することを示す書面その他協議に必要となる根拠資料(日報、実際の費用が分かかる資料等)を監督職員に提出すること。実際の費用が分かかる資料(見積書、請求書等)により、施工ノックケーシ型積算基準との乖離が確認できない場合には、当該基準は適用しない。 5. 維持工事、災害復旧工事等でノックケーシ型積算する場合、同積算基準第1編第8章「時間的制約を受けける公共土木工事の積算」を適用して計算する場合等、当該基準が適切と判断される場合には、当該基準を適用しない。 6. 同積算基準第1編第11章「施工箇所が点在する工事の積算」を適用して計算する場合、当該基準「3. 判定方法」判定に使用する作業量の考え方により、別箇所として扱う箇所は、各地区とする。		1. 建設工事積算基準第1編「総則」第12章「1日未満で完了する作業の積算」(以下、「当該基準」と言う。)は、変更積算のみに適用する。 2. 受注者は、施工ノックケーシ型積算基準と乖離があつた場合に、当該基準の適用について協議の発議を行うことができる。 3. 同一作業員の作業が他工種、細別の作業と組合せで1日作業となる場合には、当該基準は適用しない。 4. 受注者は、協議に当つて、当該基準に該当することを示す書面その他協議に必要となる根拠資料(日報、実際の費用が分かかる資料等)を監督職員に提出すること。実際の費用が分かかる資料(見積書、請求書等)により、施工ノックケーシ型積算基準との乖離が確認できない場合には、当該基準は適用しない。 5. 維持工事、災害復旧工事等でノックケーシ型積算する場合、同積算基準第1編第8章「時間的制約を受けける公共土木工事の積算」を適用して計算する場合等、当該基準が適切と判断される場合には、当該基準を適用しない。 6. 同積算基準第1編第11章「施工箇所が点在する工事の積算」を適用して計算する場合、当該基準「3. 判定方法」判定に使用する作業量の考え方により、別箇所として扱う箇所は、各地区とする。
1	1	追加	熱中症管理費補正に 係る現場管理費補正に ついて	1. 土木部(建築住宅課を除く)及び農林水産部が所管する建設工事のうち、以下の工事を対象とする。 (1)主たる工種が屋外作業である工事 (2)道路、河川等の維持管理業務委託 (3)ただし、工場製作工を含む工事は当該期間を工期から除く。 2. 受注者は、本補正の実施を希望する場合、契約後の施工計画書の提出時、「(18)その他」に本補正の実施希望の有無、工事期間における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載し、提出するものとする。 3. 受注者は、施工計画書に基づき、計測結果の資料を提出するものとする。 4. 建設工事積算基準第1編「総則」第11章「施工箇所が点在する工事の積算」を適用して積算する場合、点在する箇所毎に補正を行うことができるものとする。		1. 土木部(建築住宅課を除く)及び農林水産部が所管する建設工事のうち、以下の工事を対象とする。 (1)主たる工種が屋外作業である工事 (2)道路、河川等の維持管理業務委託 (3)ただし、工場製作工を含む工事は当該期間を工期から除く。 2. 受注者は、本補正の実施を希望する場合、契約後の施工計画書の提出時、「(18)その他」に本補正の実施希望の有無、工事期間における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載し、提出するものとする。 3. 受注者は、施工計画書に基づき、計測結果の資料を提出するものとする。 4. 建設工事積算基準第1編「総則」第11章「施工箇所が点在する工事の積算」を適用して積算する場合、点在する箇所毎に補正を行うことができるものとする。

【第1編 共通編 第1章 総則 関係】

編	章	節	条	見出し	項	追加仕様事項												
1	1	追加	建設機械賃料の積算について			<p>1. 受注者は、以下に示す機械賃料について、発注者の積算単価(賃貸期間が1ヵ月以上となる場合の長期割引率を適用した単価)と乖離があつた場合に、単価の変更について協議の発議を行ふことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トラッククレーン ・ラフテレンククレーン <p>2. 受注者は、協議に当つて、賃料単価が乖離していることを示す根拠資料(工程表、実際の費用が分かる資料)を監督職員に提出すること。</p> <p>3. 工程表により、対象機械が1ヵ月未満の短期利用となることが確認できない場合は、設計変更の対象としない。</p> <p>4. 実際の費用が分かる資料(見積書、契約書、請求書等)により、発注者の積算単価との乖離が確認できない場合は、設計変更の対象としない。</p>												
1	1	追加	法令・施設台帳等の作成	【土木】 【港湾】		<p>受注者は、下記に示す公共土木施設については、以下のURLに掲載する「島根県公共土木施設維持管理システム法 令・施設台帳等作成マニュアル【受注者用】(島根県土木部)」(以下「法令・施設台帳等作成マニュアル」という。)により法 令・施設台帳等(以下「台帳」という。)を作成するものとする。</p> <p>URL「https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kouji/kouji_info/rokuya/manual.html」</p> <p>1. 対象施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分野</th> <th>施設種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路</td> <td>橋梁、トンネル、法面、舗装、附属物(標識等)、シェッド、大型カルバート等</td> </tr> <tr> <td>河川・海岸</td> <td>水門、柵門、排水機場、護岸、河川情報管理施設、ダム施設等</td> </tr> <tr> <td>港湾</td> <td>港湾施設(外郭施設、係留施設、臨港交通施設等)</td> </tr> <tr> <td>砂防</td> <td>砂防施設、地すべり施設、急傾斜施設、雪崩施設等</td> </tr> <tr> <td>都市公園</td> <td>公園施設(土木施設、遊具、建物、設備等)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 台帳作成</p> <p>(1) 受注者は、1に規定した分野の工事について台帳作成の対象となる施設を監督職員に事前に確認しなければならない。</p> <p>(2) 台帳は、新設または改良(修繕)した施設に対して、施設ごとに作成する。</p> <p>(3) 台帳の作成種別は、工事の内容により、新規・更新(修正)の2種類になる。</p> <p>(4) 台帳は、工事完成図書電子納品の一部分として作成する。</p>	分野	施設種別	道路	橋梁、トンネル、法面、舗装、附属物(標識等)、シェッド、大型カルバート等	河川・海岸	水門、柵門、排水機場、護岸、河川情報管理施設、ダム施設等	港湾	港湾施設(外郭施設、係留施設、臨港交通施設等)	砂防	砂防施設、地すべり施設、急傾斜施設、雪崩施設等	都市公園	公園施設(土木施設、遊具、建物、設備等)
分野	施設種別																	
道路	橋梁、トンネル、法面、舗装、附属物(標識等)、シェッド、大型カルバート等																	
河川・海岸	水門、柵門、排水機場、護岸、河川情報管理施設、ダム施設等																	
港湾	港湾施設(外郭施設、係留施設、臨港交通施設等)																	
砂防	砂防施設、地すべり施設、急傾斜施設、雪崩施設等																	
都市公園	公園施設(土木施設、遊具、建物、設備等)																	

【第1編 共通編 第1章 総則 関係】

編	章	節	条	見出し	項	追加仕様事項
1	1	追加	除根等の変更協議			受注者は、通常の掘削作業(土木への標準歩掛)により余根、現場内での集積・積込ができない場合、積上げによる設置変更について協議ができる。

(参考) 要領等の掲載示一覧ページ

- ・島根県公共工事請負契約款に係る設計・契約変更の手引き(案)
https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kouji/kouji_info/sekisan/sekisan.data/sekkeikeiyakutebiki.pdf
- ・島根県建設工事 総合評価方式 運用手引き
https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/bid/seido/seido_doboku/youkou.html
- ・島根県建設工事低入札価格調査制度実施要領
https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/bid/seido/seido_doboku/teinyusatu-tyosa.data/teinyuussatu_jisshiyouryou.pdf
- ・島根県工事コスト調査実施要領
https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/bid/seido/seido_doboku/teinyusatu-tyosa.data/130401kosutotyousayouryou.pdf
- ・微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領(案)
https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/bid/seido/seido_doboku/teinyusatu-tyosa.data/bihakaikskikenH20_3_5.pdf
- ・非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状況及びかぶり測定要領(案)
https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/bid/seido/seido_doboku/teinyusatu-tyosa.data/kaburisokuteiH20_3_5_.pdf
- ・低入札価格工事に係る瑕疵担保期間中の現場調査及び報告要領
https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/bid/seido/seido_doboku/teinyusatu-tyosa.data/kasitanpp_genbatyosa.pdf
- ・セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験要領(案)
https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kouji/kouji_info/shiyousho/index.data/rokka-chromium.pdf
- ・改訂しまねレッドデータブック
<https://www1.pref.shimane.lg.jp/contents/rdb/rdb2/index.html>
- ・島根県木材利用率先計画(H31.4D)
<https://www1.pref.shimane.lg.jp/industry/norin/ringyo/mokuzai/koukyoukentikubutuomokuzairousokushin.data/31sossenkeikaku.pdf>

【第1編 共通編 第3章 無筋、鉄筋コンクリート 関係】

編 號	章 節 3	節 3	條 3	一般事項 見出し	追加	追加仕様事項							
						レティニクスコンクリートの配合については下記のとおりとする。 なお、図面又は工事数量総括表に別途配合の記載がある場合については、そちらを優先するものとする。 また、下記の使用区分の製品で、水セメント比が満足しない場合は、配合のうち呼び強度以外の項目が満足する製品を 設計図書に関する監督職員に承諾を受けて使用することができます。	粗骨材の 最大粒径 mm	スランプ cm	呼び強度 N/mm ²	セメント量 kg以上	単位 セメント量 kg以上	水セメント比 %以下	空気量 %
1	3	3	3			40	8	18	—	60	4.5±1.5	高炉B	無筋構造物
						20又は25	12	24	—	55	4.5±1.5	高炉B	鉄筋構造物
						20又は25	18	30	350	55	4.5±1.5	高炉B	場所打杭 (深達杭を除く)
1	3	3	追加	土木コンクリート構 造物の品質確保に ついて		重要なコンクリート構造物の適切な施工を確認するため、コンクリート構造物の施工完了後に、テストハシマーによる材 質強度の推定調査並びにひび割れ発生状況調査を行わなければならない。なお、本調査の対象工種は以下とする が、ひび割れが発生状況調査におけるひび割れ評価については、監督職員の指示を受けなければならぬ。 ア 内空断面が25m ² 以上の鉄筋コンクリート擁壁(ただし、プレキャスト製品は除く) イ ウ 橋梁下部工・上部工(ただし、PC橋は除く) エ ワンネル オ 高さが3m以上の堰・水門・涵門 カ 鉄筋コンクリートケーン、セルラーープロック類 キ 止水性、防水性が重要である鉄筋・無筋コンクリート構造物(事例:地下構造物、貯水構造物等) な お、調査の頻度、測定方法等については、次の島根県ホームページ (https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kouji/info/hin/)掲載の運用(「コンクリート構造物の品質確保について」及び 「様式」)により適切に行わなければならない。							

【第2編 材料編 第2章 土木工事材料 関係】

編 番	章	節	条	見出し	項目	追加仕様事項
2	2	13	追加 視覚障害誘導用ブロック		視覚障害誘導用ブロックについては、JIS T9251「視覚障害者ブロック等の突起の形状・寸法及びその配列」に適合した製品を使用すること。 また、材質については、十分な強度を有し、濡れても滑りにくく、歩行性、耐久性、耐摩耗性に優れたものとする。なお、滑り抵抗に関する規格値は、以下のとおりとする。	

項目	規格/値
滑り抵抗値(BPN値:潤滑状態)	40以上

[第3編 土木工事共通編 第1章 総則 関係]

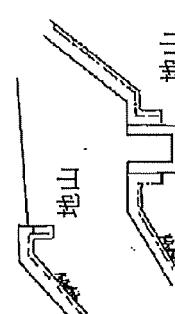
編 番	章 節	条 項	見出し	項目	追加仕様事項
3	1	1	10	工事特性・創意工夫・社会性等	<p>令和7年4月1日以降に入札公告又は指名通知を行つ工事について、本文を次のとおり読み替える。</p> <p>受注者は、工事成績評定において創意工夫又は社会性等の評価を希望する場合は監督職員に対し、あらかじめ計画書を提出するとともに、実施報告書を提出しなければならない。なお、計画書・実施状況報告書は様式第66号の1又は2によることとし、工事特性は計画書・実施状況報告書の提出は不要とする。</p>
3	1	追加	履歴板の設置	【土木】	<p>島根県公共工事共通仕様書に特段の定めがある場合を除き下記の構造物を施工する場合は、履歴板を設置すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・擁壁工(直高2.0m以上、護岸工含む) ・法枠工(護岸工含む) ・自立式矢板護岸工 ・コンクリート(モルタル)吹付工 ・カルバート工(内径1.5m以上、プレキャスト含む) ・ロックシェッド工 ・スノーシェッド工 ・集水井 ・橋梁上部工、下部工 ・トンネル ・高さ3m以上の堰、水門、樋門 <p>ただし、「島根県公共工事共通仕様書に特段の定めがある場合」であつても、現場打ちコンクリート構造物については、品質確保の観点から「コンクリート強度、水セメント比」を明確にするため、履歴板を設置するものとする。</p>
3	1	追加	境界杭等の設置	【土木】	<p>1. 受注者は用地実測図等に示された位置に境界杭等を設置する場合には、発注者から貸与を受けるものとする。</p> <p>2. 受注者は境界杭等を設置するときには、用地計画図及び関係図書に基づき境界杭等の位置を確認して、監督職員の指示を受け次の区分により設置するものとする。</p> <p>(1) 工事の施工に直接支障とならない区域については工事着手前</p> <p>(2) 工事の施工に支障となると判断される区域については工事完了時</p> <p>3. 受注者は境界杭等の設置を行つたときには、別に示す境界杭等出来形管理表を作成し、写真を添付して成果品として提出するものとする。</p> <p>4. 受注者は既に設置されている境界杭等は移動させないよう努め、移動させる必要があるときは、監督職員の立会のもとに控え杭等を設け移動し、工事完了後測量を行い復元するものとする。</p> <p>5. 境界杭等は原則としてコンクリート製の境界杭とするが、境界杭の設置が困難な場合には監督職員と協議し、境界鉢を設置するものとする。</p>

【第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 関係】

編 番	章 2	節 3	条 8	見出し 路側防護柵(土中埋 め込み方式)の施工	追加	追加仕様事項																									
3	2	3	8	路側防護柵(土中埋 め込み方式)の施工		1. 路側防護柵工のうち、土中埋め込み方式の施工区間にあっては、土中に転石や岩盤等は無いものと想定している。 柱の建て込みが困難となり所定の根入れ長が確保出来ない場合は、監督職員に報告し対応について協議すること。 2. 監督職員による立会や提出された管理資料等により、防護柵の根入れ長が設計図書に適合しないと認められる場合は、工事請負契約書の規定により、非破壊試験又は支柱引き抜きによる破壊試験を行う。 なお、非破壊試験、引き抜きによる破壊試験やその復旧に要する費用は、工事請負契約書の規定により受注者の負担とする。 3. 檢査職員は竣工検査終了後、土中埋め込み式方式の防護柵支柱に契約不適合があつた場合は、工事請負契約書に基づき受注者に対する出来形確認検査を行ふ場合がある。 なお、検査の結果、防護柵の支柱の根入れ長に要する費用は、監督職員と協議を行うこと。 4. これらに定めのないものは、監督職員と協議を行うこと。																									
3	2	3	9	区画線工	追加	区画線の施工は、下表によるものとする。																									
						<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>トラフィックペイント</th> <th>施工厚 (標準)</th> <th>塗布量(100m²当たり標準量)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>漆面用</td> <td>JIS K5665 3種1号</td> <td>1.5mm</td> <td>380kg</td> <td>ガラスベース</td> </tr> <tr> <td>加熱用</td> <td>JIS K5665 2種</td> <td></td> <td>47L</td> <td>17kg</td> </tr> <tr> <td>常温用</td> <td>JIS K5665 1種</td> <td></td> <td>33L</td> <td>39kg</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>ロス含んだ量 26kg</td> </tr> </tbody> </table>	種別	トラフィックペイント	施工厚 (標準)	塗布量(100m ² 当たり標準量)	備考	漆面用	JIS K5665 3種1号	1.5mm	380kg	ガラスベース	加熱用	JIS K5665 2種		47L	17kg	常温用	JIS K5665 1種		33L	39kg					ロス含んだ量 26kg
種別	トラフィックペイント	施工厚 (標準)	塗布量(100m ² 当たり標準量)	備考																											
漆面用	JIS K5665 3種1号	1.5mm	380kg	ガラスベース																											
加熱用	JIS K5665 2種		47L	17kg																											
常温用	JIS K5665 1種		33L	39kg																											
				ロス含んだ量 26kg																											
3	2	3	25	鉛板工	追加	鉛板への技術者名の記載については、設計・施工会社等の希望があり、本人の了解が得られた技術者のみとする。 アスファルト混合物の事前審査制度の事前審査で認定された加熱アスファルト混合物を使用する場合は、事前に認定証(認定証、混合物総括表)の写しを監督職員に提出するものとし、アスファルト混合物及び混合物の材料に関する品質証明、試験成績表の提出及び試験陳りは、省略できるものとする。 この場合「品質管理基準」は以下のとおりとする。																									
3	2	6	3	アスファルト舗装の材料	2																										

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	試験基準	備考
アス フ アル ト 舗 装	必須	「土木工事施工管理基準」による 全項目	「土木工事施工管理基準」による 全項目	事前審査	認定書の提出	
	その他	「土木工事施工管理基準」による 全項目	「土木工事施工管理基準」による 全項目	事前審査	認定書の提出	
アス フ アル ト 舗 装	粒度(2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧				
	粒度(75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧				
	アスファルト量抽出粒度分析 試験	舗装調査・試験法便覧				
	温度測定(アスファルト・骨 材・混合物) 配合試験 基準密度の決定	舗装調査・試験法便覧 温度計による 「島根県公共工事共通仕様 書」による 事前審査	事前審査	事前審査	認定書の提出	
注) 関係資料の提出の必要はない。ただし、監督職員が必要(品質に疑問ができるものとする)と判断した場合は、指示により「プラントの自主管理データ」の提出を求める。						

【第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 関係】

編	章	節	条	見出し	項目	追加仕様事項										
3	2	6	3	アスファルト舗装の材料	追-1 プライムコートの散布量は、1.2L/m ² とする。 追-2 タックコートの散布量は、0.4L/m ² とする。											
3	2	6	17	オーバーレイ工	2 1.既設表層にわだち等の大きな不陸がある場合は、オーバーレイ工を実施し平坦性を確保すること。ただし、既設表層のわだち等の不陸が小さく、転圧不足によるわだちの再発生の恐れが少ない場合は、直接オーバーレイ工を施工してもよいものとする。 2.レベリング工を施工しない場合のオーバーレイ工の出来形管理について、下表の項目を共通仕様書施工管理基準による項目に追加する。											
						<table border="1"> <thead> <tr> <th>工種</th> <th>測定項目</th> <th>規格値</th> <th>測定基準</th> <th>測定箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>オーバーレイ工</td> <td>合材使用量</td> <td>設計数量以上</td> <td>各工区における設計合材量に対し、合材伝票により設計数量以上であることを確認する。</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	オーバーレイ工	合材使用量	設計数量以上	各工区における設計合材量に対し、合材伝票により設計数量以上であることを確認する。	-
工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所												
オーバーレイ工	合材使用量	設計数量以上	各工区における設計合材量に対し、合材伝票により設計数量以上であることを確認する。	-												
3	2	14	2	植生工	追加 1.植生工の生育状況は以下を満足しなければならない。 ①木本群落型 植被率が30～50%であり、木本類が10本/m ² 以上確認できること。 植被率が50～70%であり、木本類が5本/m ² 以上確認できること。 ②草地型 のり面から10m離れると、のり面全体が「緑」に見え、植被率が10%以上であること。 2.工事完成時点で発芽・生育していない場合は、「植生現況報告書」(様式-5)を監督職員に提出し、確認時期について協議のうえ、工事目的物の引渡し後にあらためて生育状況の確認を受けるものとする。 3.前項の場合において、受注者は植生状況の確認を受ける前に「生育状況確認願」(様式-6)を提出すること。 4.生育状況の確認の結果、生育不良の場合は、施工の時期、方法について発注者と協議し、受注者の負担において再度施工すること。 ラスはJIS G3552 Z-GS2(2mm×50mm×50mm)とする。	地山に沿って巻き込んでの施工は、下図を参考とすること。  ※巻き込み深さは、吹付厚以上										
3	2	14	3	吹付工	追加 11											
3	2	14	3	吹付工												
3	2	追加	レベリング工			1.レベリング工を施工する場合は、レベリング工の施工数量について監督職員の承諾を得なければならない。 2.受注者は、レベリング工に先立つて、施工面の有害物を除去しなければならない。 3.レベリング工施工箇所の既設舗装の不良部分の除去などの処理は、設計図書によるものとする。										

【第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 関係】

編 編	章 章	節 節	条 条	見出し 見出し	項 項																												
3	2	追加	レベリング工		<p>追加仕様事項</p> <p>4. 受注者は、レベリング工の施工にあたり、施工箇所以外の施工面に接する箇所については、施工端部がすりつけの場合はテープ、施工端部がすりつけ以外の場合は、ぬき、こまいなどの木製型枠を使用しなければならない。</p> <p>5. 受注者は、レベリング工の遮青材の散布については、タックコート材を施工面に均一に散布しなければならない。なお、施工面端部については、人力により均一に塗布しなければならない。</p> <p>6. レベリング工の出来形管理について、下表のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工種</th> <th>測定項目</th> <th>規格値</th> <th>測定基準</th> <th>測定箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">レベリング工</td> <td>幅 W</td> <td>△:設計数量以上</td> <td rowspan="2">1箇所／1施工箇所</td> <td rowspan="2"> </td> </tr> <tr> <td>延長 L</td> <td>△:設計数量以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">合材使用量</td> <td>設計数量以上</td> <td rowspan="2"> 各工区におけるレベリング工の設計合材量に対し、レベリング工に該当する合材伝票により設計数量以上であることを確認する。 </td> <td rowspan="2"> </td> </tr> </tbody> </table> <p>△:設計図等を使用し設計寸法と比較対照出来るように整理 合材使用量は、合材伝票と対比できる様、納入日及び納入量について一覧表で整理</p> <p>7. レベリング工の出来形写真管理について、下表のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工種</th> <th colspan="2">写真管理項目</th> <th rowspan="2">提出頻度</th> </tr> <tr> <th>撮影項目</th> <th>撮影頻度〔時期〕</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">レベリング工</td> <td>幅</td> <td>1施工箇所に1回 〔施工後〕</td> <td rowspan="2">代表箇所各1枚</td> </tr> <tr> <td>延長 タックコート</td> <td>1施工箇所に1回 〔散布時〕</td> </tr> </tbody> </table> <p>8. レベリング工品質管理について、共通仕様書施工管理基準による。</p>	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	レベリング工	幅 W	△:設計数量以上	1箇所／1施工箇所		延長 L	△:設計数量以上	合材使用量	設計数量以上	各工区におけるレベリング工の設計合材量に対し、レベリング工に該当する合材伝票により設計数量以上であることを確認する。		工種	写真管理項目		提出頻度	撮影項目	撮影頻度〔時期〕	レベリング工	幅	1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所各1枚	延長 タックコート	1施工箇所に1回 〔散布時〕
工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所																													
レベリング工	幅 W	△:設計数量以上	1箇所／1施工箇所																														
	延長 L	△:設計数量以上																															
合材使用量	設計数量以上	各工区におけるレベリング工の設計合材量に対し、レベリング工に該当する合材伝票により設計数量以上であることを確認する。																															
	工種			写真管理項目		提出頻度																											
撮影項目		撮影頻度〔時期〕																															
レベリング工	幅	1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所各1枚																														
	延長 タックコート	1施工箇所に1回 〔散布時〕																															

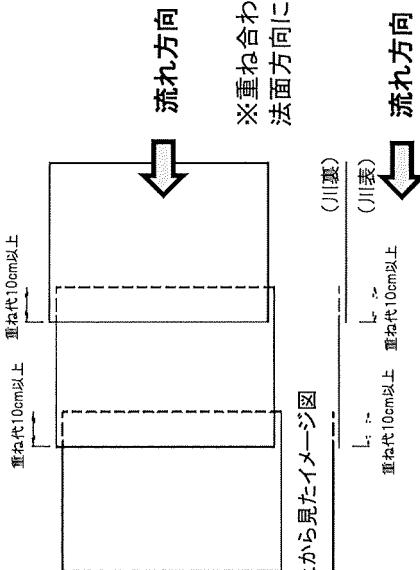
【第6編 河川編 第1章 築堤・護岸 関係】

編	章	節	条	見出し	項目	追加	追加仕様事項
6	1	7	2	材料			河川護岸施工に使用する吸い出し防止シートについてには、「河川護岸吸い出し防止シート評価書」(国土交通大臣許可)を有している製品のうち、下記の規格を満足しているシートとする。 なお、評価書を有していない製品についても、別に「公的試験機関による技術証明書」を有し、下記の基準を満足したシートについては使用できるものとする。 さらに、島根県グリーン調達推進方針に基づき、再生材料を用いた吸出防止材を基本とする。ポリエスチル繊維を使用した製品については、再生ポリエスチル繊維が、纖維部分全体重量比で50%以上使用されているものとする。
6	1	追加	吸出し防止材	追-1	1) 開孔径(ジオテキスタイル95%開孔率)	0.2mm以下	
				追-2	2) 透水性(ジオテキスタイル透水能)	0.01(L/S)以上	JIS L3204準拠

項目	基準	備考
3) 厚さ	9.8mm以上	
4) 引張強度	10kN/m以上	縦・横方向共
5) 化学的安定性(強度保持率)	70%以上 130%以下	JIS K7114準拠 (pH5~9)
6) 耐候性(強度保持率)	70%以上 130%以下	JIS A1410準拠
7) 密度	0.12g/cm ³ 以上	試験方法 JIS L3204
8) 圧縮率	12%以下	試験方法 JIS L3204
9) 伸び率	50%以上	試験方法 JIS L3204
10) 耐薬品性(不溶分)	90%以上	試験方法 JIS L3204

河川護岸用吸出し防止シートの施工について、設計図書の規定及び河川災害復旧護岸工法技術指針(案)「平成13年5月」によるものとする。
吸出し防止シートの重ね代は10cm以上とし、設計図書に示された場合を除き縫合せしないものとする。
重ね合わせは、流水によるめくれを考慮し、河川の上流側のシートを上にすること。

【正面図】河川(川表)から見たイメージ図



【平面図】真上から見たイメージ図

*重ね合わせのずれ防止のため、吸出し防止シートは、
法面方向に対して縦に敷設すること

【第6編 河川編 第1章 築堤・護岸 関係】

編 編	章 章	節 節	条 条	追加 見出し	吸出 見出し 防止材	項 項	追加仕様事項
6	1	追加	吸出 防止シート			追-3	追加仕様シートに関する写真管理については、下表によるものとする。
6	1	追加	連接ブロック護岸				
6	1	追加	多段式カゴマット工	追-1	受注者は、多段式かごマット工の施工について、設計図書に規定があるほか、鉄線籠型護岸の設計・施工技術基準(案)「平成21年4月」及び河川災害復旧護岸工法技術指針(案)「平成13年5月」によるものとする。		
6	1	追加	連接ブロック護岸	追-2	1. 線材は以下の要求性能を満足することを確認するとともに、周辺環境や設置条件等、現場の状況を勘案し、施工性、経済性などを総合的に判断のうえ、施工現場に適した線材を使用するものとする。また、受注者は要求性能を満足するなどを確認するために設定した基準値に適合することを示した公的機関の証明書又は公的機関の試験結果を事前に監督職員に提示し、確認を受けなければならない。 2. 要求される性能(摩擦抵抗)は鉄線籠型護岸の設計・施工技術基準(案)「平成21年4月」によるものとする。		

写真管理項目	
撮影項目	撮影頻度[時期]
重ね合わせ寸法	200m又は1施工箇所に1回(施工後)

項目	要求性能	試験方法	確認方法
母材の健全性	母材が健全であること	JIS H0401の間接法で使用する試験液によるメッシュを剥いた状態での母材 写真撮影	基準値 母材に傷が付いていないこと
強度	洗掘時の破断抵抗及び洗掘 に追随する耐久性を有する 鉄線籠本体の一部として機能 するためには必要な強度を有す ること	引張試験 (JIS G 3547)	引張強さ 290N/mm以上
耐久性	淡水水中での耐用年数30年程 度を確保すること	腐食促進試験 (JIS G 0594に準拠)	塩素イオン濃度 0 ppm 試験時間 1,000時間 回転数 20,000回転
均質性	淡水水中での耐用年数30年程 度を確保すること	淡水耐耗試験	メッシュ残存量 30g/m ² 以上
環境適合性	周辺環境に影響を与える有 害成分が溶出しないこと	鉄線籠型護岸の設計・施工技術基準(案)「1. 適用河川に基づくこと	
材上 に記 載す る要 求能 性能 に記 載す る要 求能 性能 (長期性能型) に記 載す る要 求能 性能 (短期性能型)	作業中の安全のために必要 な滑りこさまを有すること	面的摩擦試験 または 線的摩擦試験	摩擦係数 0.9以上
	供用後における水辺の安全 な利用のために必要な滑りに くさを有すること	線材摩擦試験後の 線的摩擦試験 または 材上 に記 載す る要 求能 性能 (長期性能型) に記 載す る要 求能 性能 (短期性能型)	[線材摩擦試験の場合] 回転数2,500回転 [面材摩擦試験の場合] 回転数100回転 0.9以上 初期摩擦後)

【第6編 河川編 第1章 築堤・護岸 関係】

編 番	章 条	節 条	追加 見出し	項 追-2	追加仕様事項
6	1	追加 多段式カゴマット工			<p>注1) 表-1の確認方法に基づく公的試験期間による性能確認については、1回の実施でよいものとし、その後は、均質性の確保の観点から、鉄線籠型護岸の設計・施工技術基準(案)「平成21年4月」「8. 線材の品質管理」に基づき、定期的に線材の品質管理試験(表-2)を行うものとする。</p> <p>注2) メッキ鉄線以外の線材についても、鉄線籠型護岸の設計・施工技術基準(案)「7. 線材に要求される性能」に基づく要求性能を満足することを確認した公的機関による審査証明を事前に監督職員に提示し、確認を受けなければならない。</p> <p>2. 受注者は、納入された製品について監督職員が指定する表示標(底網、蓋網、側網及び仕切り網毎に網線に使用した線材の製造工場名及び表示番号、製造年月日を記載したもの)を記載しなければならない。また、監督職員が指定する各網の表示標に記載された番号に近い線材の公的機関における試験結果を提示しなければならない。また、監督職員が指定する各網の表示標に記載された番号に近い線材の公的機関における試験結果を提示しなければならぬ。</p>

[第6編 河川編 第1章 築堤・護岸 関係]

編 章	節 条	追加 見出し	項 目
6	1		追加 多段式カゴマット工

追加仕様事項
1. カゴマットの鉄線の品質管理試験における、試験項目及び基準値、試験方法等は表-2に適合するものとする。

表-2 線材の品質管理試験

工 場	試験項目	基準値	試験方法	試験の類別	
				JISG3547 傾斜 試験	5巻綱に1回 に1回
	引張強さ	290N/mm 2以上	JISG3547 引張 試験		5巻綱に1回
	ねじり耐性	JISG3547 の 4.3			
	燃付性	継座の 1.5 倍の円周に 6 回 以上巻き付け若しい電気及 びはく縛を生じない、	JISG3547 燃付 試験	5巻綱に1回	
	メッシュ成分	※2	原子吸光分析法 または ICP 分析 法	5巻綱に1回	
	メッシュ付率	3.2±0.09 mm ²	JISI0301 傾斜 試験	5巻綱に1回	
	繊維	4.0±0.10 mm 5.0±0.12 mm 6.0±0.12 mm	JISG3547 傾斜 試験	200巻綱に1回	
	引張強さ	290N/mm 2以上	JISG3547 引張 試験	200巻綱に1回	
	母材に巻が付いていない 母材の健全性	こと	JISI0301 の引張法で適用する試 験にしたるメッシュ付率の母材 断面の写真撮影	200巻綱に1回	
	メッシュ成分	※2	原子吸光分析法または ICP 灰化 分析法	200巻綱に1回	
	メッシュ付率	※2	JISI0301 傾斜 試験	200巻綱に1回	
	繊維	初期生産型 繊維抵抗 (繩材のみ)	面的導通試験または 新的導通が可能 繩材断続試験後の導通的導通試験	200巻綱に1回	
			または 初期導通試験後の面的導通試験	-	

注1) 卷線とは、工場における製造単位を言い、約 1t とする。

注2) メッシュ成分及び付率の基準値は、耐久性に関する性能確認試験及び取扱抵抗に於ける性能確認試験に於ける性能確認試験及び付率を基に決定する。なお、メッシュ抵抗以外の繩材については、メッシュ成分及びメッシュ付率の試験項目を省略できるものとする。

注3) 継座の基準値の()書きは、30cm 规格、「」書きは、50cm 规格

注4) メッシュ強度以外の要件についても、針孔強度基準に基づく要件性能を満足することを確認し
た公的機関による審査證明にて既定された試験項目、基準値、試験方法、試験の頻度により、
品質確認試験を行うものとする。

【第6編 河川編 第1章 築堤・護岸 関係】

編	章	節	条	見出し	追加仕様事項
6	1	追加	多段式カゴマット工	項 追-3	<p>2. 網の結束は、側網、仕切網を得るものとする。ただし、特殊部でこれにより難い場合は監督職員の承諾を得るものとする。</p> <p>3. 繩線材の端末は1.5回以上巻き式によつて結束し、線端末は内面に向けるものとする。ただし、網目65mm、径5mmの蓋金網の端部については1.5回以上巻き式とするが、リング方式でも良いものとする。リングの径は極力小さくすること。(9mm以下が望ましい)また、いかなる部位においても溶接は行つてはならない。</p> <p>4. 連結の方法は、コイル式とし表一3のどおりとする。また、側網と仕切網、流水方向の底網と底網、外周部にについては、接続長の全長を連結するものとし、その他の部分は接続長1/2以上(1本/m)を連結すること。連結終了時のコイルは両端の線端末を内側に向けるものとする。</p>

表一3 連結コイル線

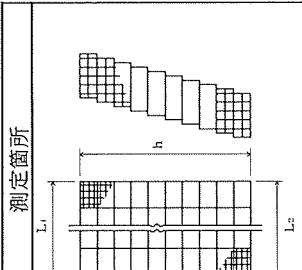
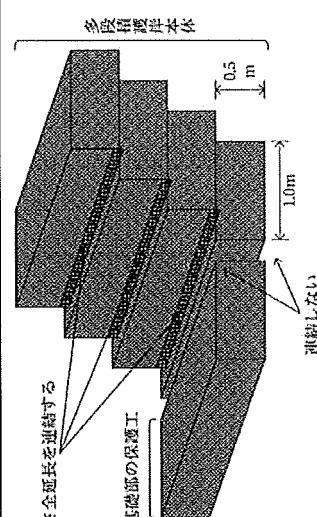
かご厚	縫径	コイル径	連結支点の距離	コイル長
50cm	5mm以上	50mm以下	80mm以下	50cm以上
30cm	5mm以上	50mm以下	80mm以下	高さ方向30cm以上 その他50cm以上

5. 受注者は、かごマットの詰石の施工については、できるだけ空隙を少なくしなければならない。また、かご材を傷つけないように注意するとともに詰石の施工の際、側壁、仕切りが扁平にならないよう注意しなければならない。
6. 受注者は、かごマットの中詰用ぐり石については、かごマットの厚さが30cmの場合は5~15cm、かごマットの厚さが50cmの場合は15~20cmの大ささとし、かごマットの網目より大きな天然石または割ぐり石を使用しなければならない。
7. かごマットの製品について、底網、蓋網、側網及び仕切網毎に、網線に使用した線材のめつき工場名及びめつき線製造年月日を記載した表示標を付けなければならない。
8. 受注者は、生産表示と品質試験内容について、別途立ち入り等による検査を行う場合があるほか、監督職員に協力しなければならない。

追-4 護岸下面には、護岸下の土砂の流出及び吸出しを防止するため、設計図書の規定があるほか、吸出し防止シートを設置することを標準とする。
また、高水護岸においては、必要に応じて遮水シートを設置するものとする。

追-5 護岸の端部には、流水によるめくれを防止するため、設計図書に基づき、対策工を施工するものとする。これによりがたい場合は、処理方法に関して監督職員と協議しなければならない。

【第6編 河川編 第1章 築堤・護岸 関係】

編 6	章 1	節 追加	条 見出し	項目 追-6	追加仕様事項				
					多段式カゴマットの出来高管理については、下表によるものとする。				
					工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所
					多段式カゴマット工	高さ h 延長 L ₁ ,L ₂	•-100 △-200	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。	
*:出来形管理図表を作成する △:設計図等を使用し設計寸法と比較対照出来るように整理する 多段式カゴマット工に関する写真管理については、下表によるものとする。									
追-7					工種	撮影項目	撮影頻度(時期)	提出頻度	
					多段式カゴマット工	高さ 法長	200m又は1施工箇所に1回[施工後]	代表箇所 各1枚	
					(参考図:B型) 接続する長さ全延長を測定する 基礎部の保護工 連結しない				

施工条件書

明示項目	明示事項		制約条件等	
1. 工程関係	1. 関連する別途発注工事		<input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし	調整項目 □ 土砂・資材の流用 <input type="checkbox"/> 仮設又は工事用道路の調整 <input type="checkbox"/> 施工順序の調整 <input type="checkbox"/> その他 ()
2. 施工時期、施工時間及び施工工法の制限			調整が必要な工事名: 調整が必要な工事の工期:	施工時期及び施工時間: 施工方法:
3. 他機関等との協議が未完了			<input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし	協議機関名: 協議完了見込み時期:
4. 他機関等協議による工程条件			<input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし	制限される工種名: 施工期間:
5. 占用物件工事との工程調整			<input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし	占用物件名 □ 電気 (工事時期:) □ 電話 (工事時期:) □ 水道 (工事時期:) □ ガス (工事時期:) □ その他 (工事時期:)
6. 漁業協同組合との調整			<input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	漁業協同組合名:斐伊川漁業協同組合 内水面漁業協同組合について[は島根県公共工事共通仕様書特記事項]による 予定期:
7. 工期				工期には、雨天・休祭日、夏期休暇・年末・年始休暇及び官公庁の土曜閉庁日を見込んでいる。
8. 週休2日工事の対象工事			<input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	内容:
9. その他				

施工条件書

明示項目	明示事項		制約条件等	
2. 用地関係	1. 用地補償物件の未処理箇所		<input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> 未処理箇所 <input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> No. ~No.
				完了見込み時期:
2. 仮設ヤードの指定	<input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし	仮設ヤード	<input type="checkbox"/> 官有地 <input type="checkbox"/> 民有地	使用期間:
				別添図面等 <input type="checkbox"/> ヤード位置図 <input type="checkbox"/> ヤード平面図 (面積: _____ m ²)
3. その他	<input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし	占用料又は借上費	<input type="checkbox"/> 必要 <input type="checkbox"/> 不要	使用条件・復旧方法:
		内容:		
3. 公害対策関係	1. 施工方法、建設機械・設備等の制限		<input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし	制限項目 <input type="checkbox"/> 騒音 <input type="checkbox"/> 振動 <input type="checkbox"/> 水質 <input type="checkbox"/> その他 (_____)
			<input type="checkbox"/> 施工方法 <input type="checkbox"/> 指定工法名: <input type="checkbox"/> 建設機械・設備 工種: <input type="checkbox"/> 作業時間 (_____) <input type="checkbox"/> その他 (_____)	
2. 事業損失防止に関する調査	<input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし	調査項目 <input type="checkbox"/> 騒音測定 <input type="checkbox"/> 振動測定 <input type="checkbox"/> 水質調査 <input type="checkbox"/> 地盤沈下測定 <input type="checkbox"/> 近隣家屋の事前・事後調査 <input type="checkbox"/> 地下水位等の調査 <input type="checkbox"/> その他 (_____)		調査方法 <input type="checkbox"/> 別途資料 <input type="checkbox"/> 別途協議 調査費 <input type="checkbox"/> 計上あり <input type="checkbox"/> 別途協議
		内容:		
3. その他	<input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし			

施工条件書

明示項目	明示事項		制約条件等	
4. 安全対策関係	1. 交通安全施設関係の指定		<input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> 交通安全施設等の配置 <input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> その他 ()
			<input type="checkbox"/> 交通誘導員の配置 配置人員: 人(内、交通誘導員A人)	
2. 近接公共施設等に対する制限	<input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし	近接公共施設名 □ 鉄道 □ その他 () □ 施工時間の制限 □ 作業制限	<input type="checkbox"/> 電気 □ その他 () 施工時間: 制限を受ける工種:	<input type="checkbox"/> 電話 □ 水道
3. 落石、土砂崩落又は発破作業等に対する防護施設	<input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし	防護施設等の配置 設置期間:	<input type="checkbox"/> 本工事の請負者 □ 工期当初より指名予定 □ 工期途中より指名予定(今後別発注工事があつた場合) □ 関連他工事の請負者 ()	<input type="checkbox"/> 別途資料 <input type="checkbox"/> 別途協議 制限内容:
4. 労働安全衛生法第30条第2項に基づく、特定元方事業者の指名	<input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし			
5. その他	<input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし	内容:		

施工条件書

明示項目	明示事項	制約条件等
5. 工事用道路関係	1. 一般道路(搬入路)の使用制限 <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし	経路 <input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> 別途協議) <input type="checkbox"/> 使用期間 () <input type="checkbox"/> 使用時間帯 () <input type="checkbox"/> 使用中及び使用後の措置 <input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> 別途協議
2. 仮設道路の設置条件	<input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし	構造・延長等 <input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> 安全施設等 <input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> 使用中及び使用後の措置 <input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> 別途協議
3. その他	<input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし 内容:	
6. 仮設備関係	1. 仮設備の引渡し又は引き継ぎ <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし	引き渡す(引き継ぎを受ける)仮設備: 引き渡す(引き継ぎを受ける)工事名: 引き渡す(引き継ぎを受ける)時期: 引き渡し時(引き継ぎを受ける時)の条件:
	2. 仮設物の構造及び施工方法の指定 <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし	構造・設計条件 <input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 施工方法の指定 工法名: <input type="checkbox"/> 設計条件の指定 制約事項:
	3. その他 <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし 内容:	

施工条件書

明示項目	明示事項			制約条件等		
7. 建設副産物関係	1. 建設発生土搬出先の受入条件	<input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> 押土・整地	<input type="checkbox"/> 受入側の制約	<input type="checkbox"/> その他 ()
	2. 建設廃棄物の処理条件	<input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし	<input checked="" type="checkbox"/> 処理施設の指定	施設名: タカセ興産株式会社	制約事項: 受入側の制約
				<input checked="" type="checkbox"/> 受入側の制約	制約事項: 搬入日時、数量を搬入日1週間前までに連絡	<input type="checkbox"/> その他 ()
3. その他	<input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし	内容:			
8. 工事支障物件等	1. 工事支障物件	<input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> 支障物件名	<input type="checkbox"/> 電気	<input type="checkbox"/> 協議	<input type="checkbox"/> 済み <input type="checkbox"/> 未了
				<input type="checkbox"/> 位置:	<input type="checkbox"/> 位置:	<input type="checkbox"/> 移設時期:
				<input type="checkbox"/> 電話	<input type="checkbox"/> 協議	<input type="checkbox"/> 済み <input type="checkbox"/> 未了
			<input type="checkbox"/> 水道	<input type="checkbox"/> 協議	<input type="checkbox"/> 済み <input type="checkbox"/> 未了	<input type="checkbox"/> 位置:
			<input type="checkbox"/> ガス	<input type="checkbox"/> 協議	<input type="checkbox"/> 済み <input type="checkbox"/> 未了	<input type="checkbox"/> 位置:
			<input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 協議	<input type="checkbox"/> 済み <input type="checkbox"/> 未了	<input type="checkbox"/> 位置:
						<input type="checkbox"/> 移設時期:
2. 試掘調査	<input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし			調査箇所数:	箇所	
3. その他	<input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし			位置:	内容:	

施工条件書

明示項目	明示事項			制約条件等
9. 排水工 (汚水処理を含む)	1. 汚水・泥水の排水制限	<input type="checkbox"/> あり	<input checked="" type="checkbox"/> なし	内容
	2. 水質調査	<input type="checkbox"/> あり	<input checked="" type="checkbox"/> なし	調査項目
	3. 水中ポンプ	<input type="checkbox"/> あり	<input checked="" type="checkbox"/> なし	口径: 合数: <input type="checkbox"/> 常時排水 <input type="checkbox"/> 作業時排水
	4. その他	<input type="checkbox"/> あり	<input checked="" type="checkbox"/> なし	内容:

施工条件書

明示項目		明示事項		施工条件書		制約条件等	
10. 薬液注入	1. 薬液注入	<input type="checkbox"/> あり	<input checked="" type="checkbox"/> なし	工法区分: <input type="checkbox"/> 溶液型 <input type="checkbox"/> 有機 <input type="checkbox"/> 懸濁型 <input type="checkbox"/> 無機 <input type="checkbox"/> 瞬結 <input type="checkbox"/> 中結 <input type="checkbox"/> 長結	対象土量: m^3	削孔間隔及び配置: 削孔総延長:	施工範囲 対象範囲の土質: 削孔 削孔本数 注入量 総注入量: 土質別注入率: その他

施工条件書

明示項目	明示事項			制約条件等
11. その他	1. 工事用資機材の保管又は仮置き場の指定 <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし 場所: 期間:			
2. 現場発生品	<input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし 品名: 引渡場所: 運搬距離:			
3. 植栽保険	<input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし 樹木名・本数等:			
4. 中間検査	<input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし 検査回数: <input type="checkbox"/> 1回 <input type="checkbox"/> 2回			
5. 部分使用	<input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし 部分使用範囲: 目的: 部分使用期間:			
6. 技術管理上特に必要な資料	<input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし 資料名:			
7. 台帳の作成	<input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし 対象台帳・別添作成対象台帳一覧参照			
8. その他	<input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし 内容:			

奥出雲町週休 2 日工事特記仕様書

本工事は、奥出雲町週休 2 日工事（以下「週休 2 日工事」という）の対象工事である。

1 定義

- (1) 「週休 2 日工事」における「週休 2 日」とは、対象期間において、週休 2 日相当（4 週 6 休以上）の現場閉所をすることをいう。
- (2) 「対象期間」とは、工事着手日（現場事務所等の設置、または測量の開始）から工期末の 20 日前までの期間をいう。なお、年末年始 6 日間、夏季休暇 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。
- (3) 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等、監督職員が必要と認めた現場管理上必要な作業を行う場合は除き、1 日を通して現場及び現場事務所が閉所された状態をいう。なお、現場事務所または会社等で当該工事に関連する事務作業のみを行う場合は現場閉所とはならない。

2 実施方法

- (1) 受注者は、契約後、施工計画書の提出時に、「週休 2 日工事」の実施希望の有無を発注者に書面（別紙様式 1）にて報告するものとする。

3 実施報告

- (1) 受注者は、対象期間終了後、すみやかに対象期間全体の休日等取得実績表を提出しなければならない。
- (2) 受注者は、休日の取得実績が確認できる書類（工事日誌、出勤簿等）を提示し、監督職員の確認を受けなければならない。

4 設計変更

対象期間において週休 2 日を確保できた場合は、精算時に設計変更するものとする。

5 工事費の積算

精算時に、対象期間中の現場の閉所状況に応じて、以下のとおり、それぞれの経費に補正係数を乗じて設計変更するものとする。

(1) 現場の閉所状況

① 4週8休以上

現場閉所率が 28.5% (8日／28日) 以上の場合

② 4週7休以上 4週8休未満

現場閉所率が 25.0% (7日／28日) 以上の場合

③ 4週6休以上 4週7休未満

現場閉所率が 21.4% (6日／28日) 以上の場合

(2) 補正係数

① 4週8休以上

労務費：1.05、機械経費（賃料）：1.04、共通仮設費率：1.04、

現場管理費率：1.06

② 4週7休以上 4週8休未満

労務費：1.03、機械経費（賃料）：1.03、共通仮設費率：1.03、

現場管理費率：1.04

③ 4週6休以上 4週7休未満

労務費：1.01、機械経費（賃料）：1.01、共通仮設費率：1.02、

現場管理費率：1.03

(別紙 様式 1)

年 月 日

(主管課長) 様

(会社名)

現場代理人

(氏 名)

印

週休 2 日工事の実施希望の報告について

工 事 名 :

週休 2 日工事の実施希望について、下記の通り報告します。

記

1. 希望します

(実施方法)

- ・ 4週6休
- ・ 4週7休
- ・ 4週8休

2. 希望しません

(理由 : 複数回答可)

- ・ 事務手続に手間がかかる
- ・ 自社都合により工事期間を短縮する必要がある
- ・ 下請け会社の休日調整が困難
- ・ 現在の補正係数では赤字となる
- ・ 人員的に社内体制が整っておらず、休日作業の必要がある
- ・ 当初発注の工期では週休 2 日を確保することが困難
- ・ その他 (具体的な理由を記入 :)

備考 1. 日本工業規格 A列 4 番タテとする。

2. 希望の有無、実施方法、理由の該当するものに○を記入のこと。

建設発生土の利用又は搬出に関する特記仕様書

1. 建設発生土の利用

本工事に使用する土砂は、次の建設発生土を利用すること。

なお、搬入元工事等のやむを得ない事情により利用することが困難な場合は、監督職員と協議すること。

搬入元の種類		他の工事 仮置き場
工事名		
工事場所		
土量等	土 量	m ³
	土 質	
	運搬距離	km
搬出予定期間		年 月上中下旬 ~ 年 月上中下旬
受注者	会 社 名	
	担当者	TEL() -
留意事項		

2. 建設発生土の搬出

本工事に伴い発生する土砂は、次の場所へ搬出すること。

なお、搬出先のやむを得ない理由により搬出することが困難な場合は、監督職員と協議すること。

また受注後に、経済性等により搬出先を変更する提案がある場合、島根県建設副産物処理要領「(参考資料) 発注者が指定する処分地チェックリスト」等を参考に、必要な資料を添付のうえ協議すること。

搬出先の種類		最終処分場
施設名		㈱サンエイト石原残土処理場
所在地		奥出雲町三所 993
土量等	土 量	531 m ³
	土 質	礫質土
	運搬距離	11.5 km
受入予定期間		年 月上中下旬 ~ 年 月上中下旬
管理者	会 社 名	㈱サンエイト
	担当者	TEL
受入料		1,400 円／m ³ (税抜き)
留意事項		

【建設発生土の搬出量が 500 m³以上の場合】

資源有効利用促進法 指定副産物省令（平成三年建設省令第二十号）第8条第3項に基づく、確認事項について（様式）発生土に関する手続き状況 に示す。

(1) 再生砂の品質

埋め戻し材として使用する場合の品質は、下記のとおりとする。

- 1) 最大粒径は 10 mm 以下とする。
- 2) 0.075 mm ふるい通過量は 10 % 以下とする。

【埋め戻し材以外の使用で、上記を準用する場合】

埋め戻し材以外で使用する場合の品質は上記を準用する。

【埋め戻し材以外の使用で、構造上等で指定がある場合は以下に記載する】

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

(2) 環境基準

- 1) コンクリート塊を原材料として使用している場合は、再生砂として土壤汚染対策防止法施行規則の六価クロムの溶出量基準 0.05 mg/l 以下であること。
- 2) 廃瓦を原材料として使用している場合は、令和 2 年 3 月 31 日付け廃第 809 号『廃瓦破碎物の土木資材としての再生利用に係る取扱いについて』に定められた有害物質の溶出量基準を満足すること。

建設リサイクル法に関する特記仕様書

1. 本工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）」に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、建設工事請負契約書「6 解体工事に要する費用等」については、契約締結時に発注者と受注者の間で確認される事項であるため、発注者が条件明示した事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により、予定した条件により難い場合は、監督職員と協議するものとする。

(1) 分別解体等の方法

工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
①仮設	仮設工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
②土工	土工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
③基礎	基礎工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
④本体構造	本体構造の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
⑤本体付属品	本体付属品の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
⑥その他 ()	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

※当てはまる□に「レ」印を記入。

(2) 再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材 廃棄物の種類	コンクリート	アスファルトコンクリート	木 材
施設の名称	東亜道路工業(徳島根合材工場)	東亜道路工業(徳島根合材工場)	
所 在 地	奥出雲町大谷901-498	奥出雲町大谷901-498	
受 入 時 間	8:00~17:00	8:00~17:00	
仮 置 き 等			
受 入 条 件	50cm以下	50cm以下	
備 考			

注1) 上記(2)については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

注2) 土木工事に伴い発生する伐採木、伐根材や草は建設資材ではないため、特定建設資材廃棄物には該当しない。

2. 受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。

- ・再資源化等が完了した年月日
- ・再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・再資源化等に要した費用

再資源化等報告書

令和 年 月 日

(発注者)

様

氏名 (法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名)

(郵便番号) ————— 電話番号 —————

住所

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第18条第1項の規定により、下記のとおり、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したことを報告します。

記

1. 工事の名称 _____

2. 工事の場所 _____

3. 再資源化等が完了した年月日 令和 年 月 日

4. 再資源化等をした施設の名称及び所在地
(書ききれない場合は別紙に記載)

特定建設資材廃棄物 の種類	施設の名称	所在地

5. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用 _____ 万円

現場代理人の兼務に関する特記仕様書

(適用)

第1条 この特記仕様書は、奥出雲町が発注する公共土木工事に適用する。

(現場代理人の兼務の申請)

第2条 受注者は、同一事務所の発注した複数の工事で、当該工事の現場が近隣に存在し、同一の現場代理人が管理する上で支障がないと認められるときは、様式1により現場代理人の兼務を発注者に申請することができる。

(現場代理人の兼務に係る承認)

第3条 発注者は、受注者の申請に基づき、当該申請に係る各工事の現場間の移動時間及び距離、施工形態等を勘案して、現場代理人の兼務について承認の適否を決定する。

(承認通知)

第4条 発注者は現場代理人の兼務について承認する場合には、速やかに受注者に通知するものとする。

(工事成績評定点への反映等)

第5条 兼務承認工事において、現場の体制に不備が生じた場合、不良な工事となつた場合などは、指名停止措置等の対象となる場合がある。

様式1（表面）（※兼務を希望する工事毎に2部提出）

令和 年 月 日

奥出雲町長 糸原保様

(受注業者名)

商号又は名称

代表者

現場代理人の兼務について（申請）

現場代理人の兼務に関する特記仕様書に基づき、下記のとおり現場代理人の兼務について申請します。

記

1. 配置予定の現場代理人

現場代理人氏名			
工事番号		請負金額	
工事名			
施工箇所			
工定期	令和 年 月 日	～	令和 年 月 日
工事概要			

2. 兼務予定の工事の状況(2件までに限る)

工事番号		請負金額	
工事名			
施工箇所			
工定期	令和 年 月 日	～	令和 年 月 日
工事概要			

工事番号		請負金額	
工事名			
施工箇所			
工定期	令和 年 月 日	～	令和 年 月 日
工事概要			

様式1（裏面）

令和 年 月 日

(受注業者名)

商号又は名称

代表者

様

奥出雲町長 糸原保印

現場代理人の兼務について（承認）

令和 年 月 日付けで申請のあった工事について、現場代理人の兼務を承認します。

なお、当該兼務承認工事において、現場の体制に不備が生じた場合、不良な工事となった場合などは、指名停止措置等の対象となる場合があるので注意してください。